

# くらしの最低保障引下げにNO! 2017年2月8日<第15号>

～生活保護基準引下げ違憲訴訟の勝利をめざして～

<発行>生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会 <http://saitama.seihorenrakukai.com/>

<連絡先>飛鳥井司法書士事務所内 TEL048(771)8690 FAX048(776)6081

## 生活保護世帯の生活実態からみえてきたこと

### 子育て費用も切り詰め、交際費 1,000 円以下、教養娯楽費も…

#### 寒風のなか、120人が集結

1月25日、さいたま地方裁判所で第9回口頭弁論期日が開かれました。11時から浦和駅前でアピール。風も強く、道行く人も足早でしたが、500人の人にくらしを渡すことができました。さいたま地裁前では、傍聴券を求めて101人が並びました。応援集会には120人が集い、11月に行われた「すべてのくらしは25条から 11・26埼玉集会」で共に実行委員で取り組んだ団体の人たちも応援に駆け付けてくださり、とても励みになりました。

#### 生活保護世帯の生活実態

今回の口頭弁論では、全日本民医連などによる調査から、生活保護世帯の生活実態をおさえ、生活保護世帯の生活は困窮しており、かつそれは自力（家計のやりくり）で解消できるものではないことを明らかにしました。

また、被告国に対し、今回行われた生活保護基準の引下げがどのような計算方法で行われたのか、再度求めました。



裁判の報告を行う小屋野弁護士

#### 国は生活保護世帯の消費支出は多いというが

国は、生活保護基準引下げに際し、平成19年頃の生活保護世帯がそうでない一般世帯と比較して、1か月あたりの消費傾向が高いと主張しています。今回は、平成19年以降も含めて、「健康で文化的な最低限度の生活」を満たせていないのではないかと訴えました。

民医連による平成25年の調査では、調査を行った生活保護世帯のうち、3割近い人が子ども関連の支出の切り詰めを行っていました。食事回数は32.3%が2回以下、食費1日1,000円未満が45.9%ありました。交際費は町費含め、50.4%の人が月1,000円以下、32.4%の人が教養・娯楽費が0円という、健康で文化的な生活が保障されていない実態が明らかでした。

#### 根っこの問題は同じ

参加いただいた団体から応援メッセージをいただきました。

## くらしの最低保障引下げにNO! <第15号> (2017年2月8日)

<全日本年金者組合埼玉県本部>

「年金者組合も年金引下げに対して裁判を行っており、埼玉県で61人、全国5,000人が原告として立ち上がっています。年金だけで生活できるようにはなっていない。問題の根っこは同じ、共にがんばりましょう」

<埼玉県保険医協会>

「医療分野においても、厚生労働省の介入で勝手なルールが設けられました。生活保護の人には、薬を処方するにも特別なルールが作られたりしています。埼玉で25条集会を行なえたことは大きな成果。声を大きくしながら一緒に取り組んでいきましょう」

<埼玉県社会保障推進協議会>

「民医連で、手遅れで診察に来られた患者さんの事例も調べています。国保税が払えなくて、医療にかかる費用が払えず、受診を控えてしまうのです。社会保障が命を守る制度として機能するよう、こうした運動が国民のものになるよう、頑張っていきましょう」

寺久保光良代表より、「藤木訴訟」を踏まえ、裁判がこれからの人々の財産になっていくこと、そのためにも世論を味方にしていくよう、多くの人に裁判を知ってもらおうと確認し、閉会しました。

### ミニ講座 生存権裁判<藤木訴訟 時代錯誤な理不尽を公が認めるのか?>

藤木イキさんは1922(大正11)年生まれ、夫の復員が遅く弟に農地が相続されたため、上京。戦後のため仕事は少なく夫は野菜の引き売りなどしたが失敗、仕事を転々とし、イキさんは内職をしたり工場で務めたりして生活を支えてきましたが、1960(昭和35)年に結核性脳髄膜炎を発症、長期の療養入院生活となり生活保護を受給しました。障害年金の一括支給や夫の一時金などを使い、生活保護を一時的に抜けました。しかし、夫は与野に引っ越し、夫が他の女性と暮らし始め、夫より離婚を切り出されましたが、イキさんは、離婚は理不尽だと感じて拒否しました。入院の費用が払えず、北多摩西部福祉事務所に生活保護を申請しましたが、福祉事務所から「夫は与野に住んでいる。与野が実施主体である」と拒否されました(都、厚生省より棄却され訴えを起こす:第1次訴訟)。与野市に申請すると、イキさんの厚生年金と、夫の収入、不倫相手の収入を含めて世帯収入として計算するという判断で申請が却下されました。一夫多妻制を認めたかのようなやり方に対して裁判を起こしました(県・厚生省の棄却に対して:第2訴訟)。また厚生省に審査請求棄却裁決の取り消しを求めて東京地裁に裁判を提起しました(第3訴訟)。1人で3つの裁判を行いました。北多摩福祉事務所の裁判については全面的に勝利し、第2、第3訴訟は取り下げ和解となりました。

裁判を起こすための費用について、生活保護の生活扶助で取り扱って欲しいという要求をした裁判では、藤木さんが1982(昭和57)年に亡くなったこともあり、一審専属として途中で敗訴として扱われました。

低所得者が訴訟を起こすことは大切だと思う人たちが、公的な部分で保障されるべきと「法テラス」を作りました。現制度だけで弁護士費用が賄えているかといわれると難しいのが現状。低所得者の訴訟に関わる弁護士は、個人の努力や熱意によって支えられている部分も多いですが、こういう裁判の志を受け継いで、この裁判も運動も頑張っていきましょう。(寺久保光良)

## 第10回 口頭弁論期日

**2017年5月17日(水) 14:00~ さいたま地裁**

\*一斉アピール行動 11:00~浦和駅前 傍聴には13:30までに並びましょう

\*少し間があきますが、多くの人に呼び掛けていきましょう